

## 2 条例の特色

本条例の目的は、部落差別につながる調査行為等の規制に関し必要な事項を定めることによって、部落差別事象の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することです。

昭和 59 年 12 月の「大阪府同和对策審議会」答申に述べられているように、部落差別事象をなくすためには、究極的には府民自身の主体的な意識変革にまつべきであり、一義的には啓発・教育に取り組むことが重要であります。

しかし、一方で、啓発・教育による取組等の限界も踏まえ、条例による規制も必要とされたところです。

今般の条例改正によって、これまでの個人調査を行う「興信所・探偵社業者」に加え、新たに「土地調査等」を行う者を規制対象としたことから、条例を章立て構成とし、事業者の営業や府民の自由と権利を不当に侵害しないよう配慮しつつ、差別につながる「個人調査」と「土地調査」をともに規制するとしたことが、本条例の大きな特色になっています。

このような条例は全国初の取組であり、その厳正な運用によって部落差別事象の発生防止に一層寄与するものと考えています。

今後とも同和問題の解決のためには、府民一人ひとりの意識変革と人権意識の高揚が大切であり、関係する業者全てが本条例の趣旨を誠実に遵守されるよう、大阪府としてもさらなる取組を進めていきます。